

令和7年度士別市子ども・子育て会議（第1回）

日 時：令和7年7月2日（水）

午後6時30分～

場 所：士別市役所2階会議室 201

1. 開会

2. 会長・副会長の選任

3. 議 事

（1）士別市子ども・子育て会議について

（資料1）【報告】

内容を説明するなかで情報共有を行います。

（2）士別市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について

（資料2）【審議】

計画の進捗状況を説明するなかで今後の計画変更の有無などについて協議・決定します。

（3）こども誰でも通園制度について

（資料3）【審議】

制度内容について説明するなかで今後のスケジュールなどについて協議・決定します。

4. その他

5. 閉 会

士別市子ども・子育て会議について

1 士別市子ども・子育て会議の役割

士別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）は、子ども・子育て支援法及び士別市子ども・子育て会議条例（以下「条例」という。）に基づき設置した士別市の附属機関です。

2 子育て会議委員

子育て会議は、15 人以内の委員で構成されます。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までです。

3 子育て会議の審議事項

子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査研究及び審議を行います。

- 特定教育・保育施設に関すること。
- 特定地域型保育事業に関すること。
- 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

士別市子ども・子育て支援事業計画の 進捗管理について

令和 7 年 7 月 2 日



士別市健康福祉部こども・子育て応援課

3 幼児期の教育・保育に関する量の見込み・確保方策

3-1 教育・保育の量の見込み

(1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、本市における令和 7（2025）～11（2029）年度の児童人口を推計しました。

年齢	計画期間					
	令和 7 年度		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	計画	実績※				
0歳	57人	55人	54人	54人	52人	51人
1歳	62人	58人	59人	56人	56人	54人
2歳	48人	47人	60人	57人	54人	54人
3歳	78人	76人	49人	61人	58人	55人
4歳	80人	74人	79人	50人	62人	59人
5歳	82人	83人	79人	78人	49人	61人
6歳	80人	82人	80人	77人	76人	47人
7歳	84人	83人	79人	79人	76人	75人
8歳	88人	89人	81人	76人	76人	74人
9歳	99人	96人	89人	82人	77人	77人
10歳	89人	91人	96人	86人	79人	74人
11歳	107人	105人	89人	96人	86人	79人
計	954人	939人	894人	852人	801人	760人

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

※児童人口の推計は平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの住民基本台帳をもとにして「コーホート変化率法」で推計しました。「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 保育の必要性の認定（支給認定）について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給することになっています。

認定区分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園 地域型保育事業

(3) 量の見込みと確保方策

国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5（2023）年に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績を踏まえ、量の見込み（需要量）を定めます。また、量の見込みに対して、幼稚園、認定こども園、保育所等の確保方策（供給量）を設定します。

各認定区分、年度における量の見込みと確保方策は下表のとおりです。

■ 1号認定（満3歳以上）

区分	令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画	実績※				
量の見込み	106人	99人	93人	86人	78人	80人
1号認定	96人	89人	83人	76人	68人	70人
2号認定で 教育の意向が強い	10人	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策 (幼稚園・認定こども園)	122人	122人	122人	122人	122人	122人

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

【確保方策】

既存の幼稚園、認定こども園の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 2号認定（満3歳以上）

区分	令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画	実績※				
量の見込み	129人	127人	110人	100人	88人	92人
確保方策	141人	141人	141人	141人	141人	141人
認可保育所 認定こども園	125人	125人	125人	125人	125人	125人
認可外保育所	16人	16人	16人	16人	16人	16人

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 3号認定（2歳）

区分	令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画	実績※				
量の見込み	34人	28人	42人	40人	38人	38人
確保方策	45人	45人	45人	45人	45人	45人
認可保育所 認定こども園	41人	41人	41人	41人	41人	41人
認可外保育所	4人	4人	4人	4人	4人	4人

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 3号認定（1歳）

区分	令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画	実績※				
量の見込み	36人	35人	34人	33人	33人	32人
確保方策	36人	36人	36人	36人	36人	36人
認可保育所 認定こども園	34人	34人	34人	34人	34人	34人
認可外保育所	2人	2人	2人	2人	2人	2人

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■ 3号認定（0歳）

区分	令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画	実績※				
量の見込み	18人	6人	18人	18人	17人	17人
確保方策	18人	18人	18人	18人	18人	18人
認可保育所 認定こども園	18人	18人	18人	18人	18人	18人
認可外保育所	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

以下の事業について、教育・保育事業と同様に国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、令和5（2023）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績などを踏まえ、量の見込み及び確保方策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②利用者支援事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦一時預かり事業
- ⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑨延長保育事業（時間外保育事業）
- ⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑫子育て世帯訪問支援事業
- ⑬児童育成支援拠点事業
- ⑭親子関係形成支援事業
- ⑮妊婦等包括相談支援事業
- ⑯乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑰産後ケア事業
- ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※このうち全国共通で量の見込みを算出することとされている①～⑪と、令和4年児童福祉法改正及び令和6年子ども・子育て支援法改正によりそれぞれ新たに創設された事業⑫～⑰について区分ごとに算出します。

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- 保護者が就労等により留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るものです。
- 6小学校区のうち、土別小学校区、土別南小学校区が児童センターにおいて、糸魚小学校区は、あさひ認定こども園内において実施しています。
- 上土別小学校区では、保育所の空き部屋を利用した学童保育を実施し、温根別小学校区、多寄小学校区では、放課後子ども教室を実施しています。
- 少子化による学校統廃合が検討されているため、児童の居場所の確保については都度検討します。

	計 画					
	令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	計画	実績※				
量の見込み （登録児童数）	197人	207人	187人	179人	175人	154人
1年生	51人	49人	51人	49人	48人	30人
2年生	51人	48人	48人	48人	47人	46人
3年生	49人	44人	45人	43人	43人	42人
4年生	29人	39人	26人	24人	23人	23人
5年生	13人	15人	14人	12人	11人	10人
6年生	4人	12人	3人	3人	3人	3人
確保方策（定員）	235人		235人	235人	235人	235人
	3か所		3か所	3か所	3か所	3か所

※実績人数は各年4月1日時点のものです。

こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満までの、保育所などに通っていない子どもを対象に、月一定時間まで保育所等に通園できる新たな制度です。

令和8年度から全国すべての自治体で実施することになっています。

1 目的

- ・ 集団生活の機会を提供し、子どもの成長を促す
- ・ 保護者の育児負担の軽減
- ・ 保護者が子育てに関する専門家とつながる機会を提供する

2 対象者

0歳6か月～満3歳未満の未就園児で保護者の就労状況は問われない

※施設で対象年齢の範囲を拡げることや絞ることも可能

3 利用時間

月10時間程度を上限に、時間単位で利用できる

※自治体によって独自の上限時間を設定することも可能

※施設ごとに開館時間を自由に設定できる

4 利用料金

1時間あたり300円程度が目安

※施設によって独自に料金設定することも可能

※給食・おやつの提供の有無は施設で判断することが可能

5 制度実施に向けた今後のスケジュール（案）

【4～9月】課内担当者会議（現在までに2回開催）

【10月】本会議で制度内容について提案

【11月】令和8年度予算要求

【1月】令和8年第1回定例会条例案上程

※予算確定後 市民周知（市広報、HP等）